

大口町立保育所使用農地の管理及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町立保育所に就園する園児（以下「園児」という。）が、野菜や花等を栽培して自然に触れ合うことにより、農業を体験すること及び食育を取り組むために大口町立保育所が使用する農地（以下「使用農地」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用農地の使用者)

第2条 使用農地を使用できる者は、園児、その父母等及び職員（以下「使用者」という。）とする。

(使用農地の確保等)

第3条 町長は、使用農地を確保するときは、園児の往来を考慮し十分に安全が確保できる場所に確保するものとする。

2 前項により確保した保育所使用農地については、農地管理台帳（様式）により、所在、地目及び地積並びに土地所有者の氏名及び住所等必要な事項を記録するものとする。

(使用農地の管理)

第4条 町長は、使用農地の適切な管理を図るため管理者を置くものとする。

2 前項の管理者は、最寄りの大口町立保育所の園長とする。

3 管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 使用農地の見回りに関すること。
- (2) 使用農地の草刈等、適切な維持管理に関すること。

(禁止事項)

第5条 使用者は、使用農地において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 使用農地を転貸すること。
- (4) 果樹等の永年性作物を栽培すること。

(5) 周辺農地等に迷惑を及ぼすこと。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、使用農地の管理及び運営に関し、必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成18年大口町告示第115号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年大口町告示第41号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式（第3条関係）

管理番号	
------	--

農地管理台帳

所在	地番	地目	地積
土地所有者氏名	土地所有者住所		
管理者氏名			
(その他の特記事項)			